



食品ロスを減らしましょう

■詳細 環境生活課町民生活係 (☎ 23 - 3209)

現在、国内の食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の年間発生量は621万トンで、これは世界全体の食料援助量（年間約320万トン）の約2倍に匹敵します。一人ひとりが「もったいない」を意識して日ごろの食生活を見直すことで、食品ロスを減らしましょう！

これから迎える、忘・新年会のシーズン。宴会料理の食べ残しの量は、ランチ・定食の5倍といわれています。宴会時には、料理の食べ残しを減らすため次の3つを実践してみましょう。

①味わいタイム

- ・乾杯後30分間は料理を楽しむ。
- ・料理はできたてを味わう。



②楽しむタイム

- ・全員で親睦を深める。料理のことも忘れない。
- ・料理がたくさん残っているテーブルから少ないテーブルへ料理を分ける。

③食べきりタイム

- ・お開きの前の10分間はもう一度料理を楽しむ。
- ・幹事さんは「食べ切り」を呼びかける。

※食べきれなかった料理は、お店に確認して持ち帰りましょう。

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料は口座振替がお得です】

国民年金保険料の納付には口座振替が利用できます。口座振替は現金納付よりも割引率が多い「6カ月前納・1年前納・2年前納」や月々50円割引となる「早割制度」がありお得です。口座振替を希望する方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参し、金融機関または役場年金窓口へお申し出ください。

【国民年金保険料はクレジットカードでも納付できます】

新たにクレジットカードで納付する場合でも「2年前納」が利用できるようになりました。ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要な場合があります。詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【追納制度について】

国民年金保険料の免除（全額・一部・法定）、納付猶予（50歳未満）、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。これらの期間の保険料は、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。お近くの年金事務所へ問合せください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・12月21日（木）10時～15時
- ・商工会館（錦町）にて

（相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133）

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

【国民健康保険税の納付が困難な場合】

国民健康保険税の納付がどうしても困難な場合は、早めに税務課納税係までご相談ください。保険税の納期限が過ぎても未納の場合は督促状を発送します。督促しても未納が続く場合は、次のような措置がとられます。

※有効期間が通常より短い保険証を交付します。有効期間が短いので、頻繁に更新手続きが必要になります。
※納付相談などがなく滞納が続くと、資格証明書を交付します。資格証明書を提示して病院にかかる時、医療費をいったん全額自己負担することになります。

【交通事故にあった場合の手続き】

交通事故など第三者の行為によってケガや病気をし、保険証を使って治療を受けるときは、必ず事前に「第三者行為による被害届」を国民健康保険に届け出ただけが必要です。国保が治療費を一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

届け出をしなかった場合や遅れた場合は、本来加害者が負担すべき医療費に加入者の皆さんが納めている国民健康保険税を充てることになります。

▼国民健康保険の納付の問合せ

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

募 集

教員免許の資格を有する方へ 非常勤職員を募集します

- ▼職種 特別支援教育支援員
- ▼勤務先 町内の小・中学校
- ▼業務内容 通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対する学習支援等。
- ▼応募資格 教員免許を有する方
- ▼募集人員 若干名
- ▼雇用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日(継続有)
- ▼勤務時間 原則として月曜～金曜の8時～16時の内、週29時間10分
- ▼報酬 月額157,300円(予定)
- ▼応募書類 履歴書、資格証明書の写し、本人の住民票、運転免許証の写し
- ▼社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- ▼応募締切等 平成30年2月13日(火) ※平成30年2月下旬に面接を予定しています。
- ▼申込み・問合せ 町教委管理課学校教育係 (☎23-2689)

延 長

インフルエンザ予防接種 一部助成等の実施期間延長!

今冬のインフルエンザワクチンの生産・出荷が遅れていることから、**平成29年度に限り実施期間を延長**します。医療機関によってワクチンの在庫状況が異なりますので、必ず事前に実施医療機関(本誌p.28)へ予約してください。

▼実施期間

10月1日～平成30年1月31日

▼対象者

<高齢者等インフルエンザ>

①65歳以上の方、②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼

吸器に重い障がい(身体障害者手帳1級程度)のある方。

<小児期インフルエンザ>

- ①生後6カ月以上13歳未満(2回接種)、②13歳以上中学3年生以下(1回接種)
- ▼問合せ 保健福祉課保健医療係 (☎23-2346)

環 境

ダイオキシン類調査測定結果

当別町と江別市が公害防止協定に基づき実施した平成29年度ダイオキシン類の測定結果をお知らせします。

▼調査内容・地点

【大気・土壌調査】太美地区(遊遊公園)、川下地区(八幡第一排水機場)

【水質調査】八幡最終処分場(当別町と江別市が同地点でそれぞれ測定)

▼調査月 当別町:平成29年7月
江別市:平成29年8月

▼測定結果 次のとおりすべての項目が基準を下回りました。

調査地区	実施区分	測定結果
大気 (pg-TEQ/m ³)		環境基準 0.6
川下地区	当別町	0.0041
	江別市	0.0036
太美地区	当別町	0.0061
	江別市	0.0034
土壌 (pg-TEQ/g)		環境基準 1,000
川下地区	当別町	1.4
	江別市	1.5
太美地区	当別町	0.013
	江別市	0.055
水質 (pg-TEQ/l)		排出基準 10
八幡最終処分場	当別町	0.15
	江別市	0.0037

※pg(ピコグラム)は1兆分の1g

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎23-2503)

固 定 資 産 税

固定資産税の申告、届出は 忘れずに

償却資産(固定資産税)の申告

平成30年1月1日現在で、当別町内に**事業用償却資産**を所有する法人または個人は、地方税法により申告が必要です。

▼申告期間 平成30年1月9日(火)～1月31日(水)

▼申告方法 平成30年1月1日現在、所有している償却資産すべてを申告してください。昨年申告のあった方には申告用紙を郵送しますが、用紙が届かない場合や新たに申告する場合はご連絡ください。

※事業用償却資産とは…

法人または個人で農業・工場・商店・賃貸アパートなどを経営している人が、その事業のために用いる構築物・機械・装置・工具・器具・備品などのこと。

【業種名と主な償却資産】

- ①共通…パソコン、コピー機、キャビネットなど。
- ②農業…農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、ビニールハウス、農業用機械設備など。
- ③小売業…商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など。
- ④飲食業…テーブル、イス、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫など。
- ⑤医療業…各種医療機器、ベッド、待合室用イスなど。
- ⑥建設業…ブロックゲージ、パワーショベル、大型特殊自動車など。
- ⑦工場・鉄工業…旋盤、ボール盤、フライス盤、看板、洗浄

給水設備など。

- ⑧不動産賃貸業…駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備（植木ほか）、フェンス、側溝など。

家屋（車庫、倉庫等含む）の申告

固定資産税は、毎年1月1日現在にある家屋を対象として課税されます。平成29年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は届出と現地調査が必要ですので、速やかにご連絡ください。

※登記されている家屋は、札幌法務局江別出張所（☎011-382-2132）で手続きをお願いします。

※届出を忘れると、平成30年度も引き続き課税される場合があります。

住宅用地の特例申請

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要があるため、課税標準の特例措置が適用されます。土地の利用状況が変わった場合には、土地の所有者は速やかに申告してください。

- 例）・店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合。
 ・住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合。
 ・住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合など。

▼問合せ 税務課資産税係（☎23-2333）



支援

「生活就労サポートセンターいしかり」を活用ください

生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に、地域で自立した生活が行えるよう相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けたお手伝いをします。

▼対象者 町民の方

▼相談例 生活費が少なく働きたいが、しばらく働いていないので就職が不安。引きこもっている家族のことを相談したい。過去の借金返済に追われ、悩んでいる。

▼相談方法 電話やメールで一度連絡ください。事務所での相談や希望する場所への訪問も可能です。

▼相談窓口・問合せ

生活就労サポートセンターいしかり（弥生52番地11/☎27-6400/FAX27-6401/E-mail: sp-ishikari@roukyou.gr.jp）

広告

個人番号

どんな時にマイナンバーが必要ですか？

次のような時にマイナンバーが必要です。

- ・年末調整や源泉徴収票の作成、雇用保険の手続きで勤務先へ
- ・アルバイトやパートを始める時に勤務先へ
- ・雇用保険の失業給付の手続きでハローワークへ
- ・資産運用の手続きで銀行や証券会社へ
- ・生命保険、損害保険、共済の受け取り時に保険会社や組合へ
- ・税の申告などの時に税務署や役場へ

マイナンバーの証明書類は、①顔写真入りのマイナンバーカード ②平成 27 年 10 月に送付された通知カード ③マイナンバー入り

の住民票のいずれかです。これらのマイナンバーの証明書がない方は、戸籍年金係までお問合せください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係
(☎ 23 - 2463)

募集

広域連合の計画に関する 住民意見を募集します

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内 179 市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「第 2 次広域計画」および被保険者の健康の保持増進事業のための「保健事業実施計画」が平成 29 年度末で終了することから、平成 30 年度からの新たな計画を策定します。この

計画の策定にあたり、広く住民の皆さんからの意見を募集します。

▼募集案件

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 第 3 次広域計画（原案）
- ・北海道後期高齢者医療広域連合 保健事業実施計画（第 2 期）（原案）

▼募集期間

11 月 29 日（水）～ 12 月 28 日（木）（必着）

▼計画（原案）等の閲覧方法

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載するとともに次の場所で閲覧できます。

▼閲覧場所・問合せ

- ・当別町役場住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）
- ・北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階 / ☎ 011 - 290 - 5601）

広 告

広 告